

# 坂戸都市計画生産緑地地区の変更について

# 資料 2

## 1 生産緑地地区の概要

地区	所在	面積	告示日
第 2 号	脚折町四丁目	約0.26ha (2,615㎡)	平成4年12月9日

※特定生産緑地指定

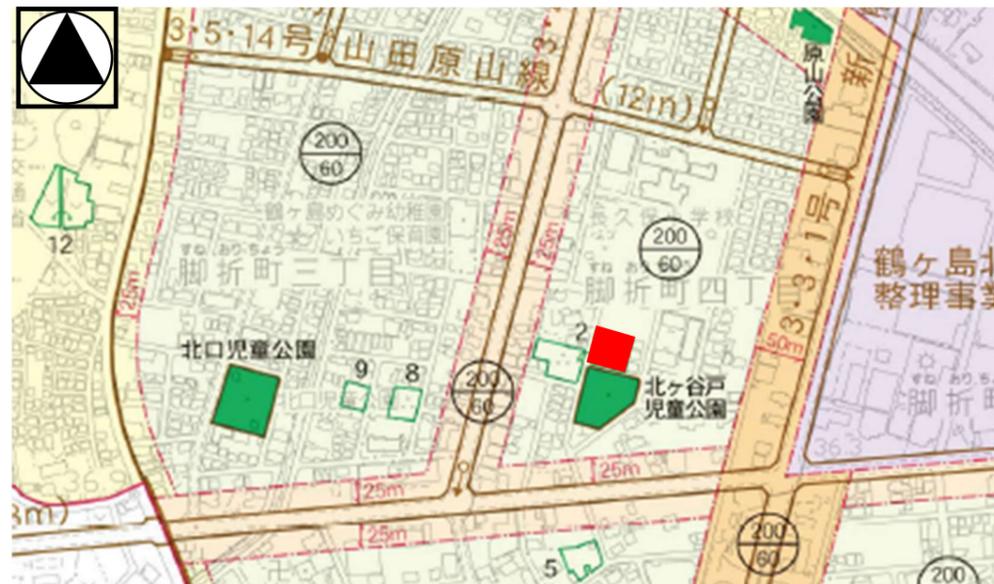
## 2 生産緑地地区の変更内容と変更理由

地区	変更内容	面積	変更理由
第 2 号	面積及び区域変更	約0.14ha (1,399㎡)	生産緑地法第10条第1項の規定に基づき、主たる従事者の死亡により、所有者から市に対して生産緑地の買取りの申出があった。同法第14条の規定に基づき、地区の一部について、行為制限が解除されたため。

## 3 都市計画変更に係る手続き

年月日	内容
令和6年5月15日	県知事との協議 ※県知事より、6月3日付けで異存ない旨回答。
令和6年7月2日から 令和6年7月16日まで	都市計画法第17条に基づく都市計画変更案の縦覧 ※縦覧者なし。意見書なし。
令和6年9月26日	都市計画審議会へ諮問
令和6年11月下旬 (予定)	都市計画変更の告示

### 【位置図】



第2号生産緑地地区  
赤：行為制限が解除された生産緑地